

内閣参質七五第七号

昭和五十年三月二十五日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員塩出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問に対する答弁書

一、 について

戦地勤務の軍属数は、約二十三万八千人である。

二、 について

戦地勤務の軍属のうち、恩給法の対象とならなかつた者は、約二十二万人である。

三、 について

これらの軍属の属していた部隊の状況等については、復員業務の一環としておおむね掌握している。

四、 及び五、 について

これらの者に対し恩給、共済等の年金制度を適用することは、それぞれの制度の沿革ないし建前にてらし、困難である。